

回答用紙

受付番号	第 310201 号
受付月日	平成 31 年 2 月 12 日
意見内容	車いす利用者ですが、地下駐車場の障害者用駐車スペースに、車いす利用者以外の方が、駐車していることがあり、車いす利用者が駐車できないことがあります。ある施設では、車いす専用のプレートを大きく掲げることで、来館者への抑制を図っているようです。5 台分でも確保できるよう、当施設でもご検討いただけないでしょうか。

担当センター名	市民交流センター
回 答	
<p>ご不便をおかけして申し訳ありません。</p> <p>現在、地下駐車場には、A 列 20 台分の障害者用駐車スペースを設けており、車いす利用者の方や肢体不自由の方等移動困難な方々に優先的にご利用いただければと思っております。また、障害者用駐車マークの表記につきましても、A 列表記の柱・駐車スペース面・壁に分かりやすく表示しております。</p> <p>満車時並びに駐車場ご利用の皆様の事情によって、ご不便をおかけすることもあるかと思えます。ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。</p>	